

福島第一原子力発電所 第2号機

平成21年度（第24回）定期事業者検査の実施状況について

平成21年 7月

東京電力株式会社

目 次

1. 定期事業者検査の概要	1
2. 定期事業者検査の工程	2
3. 定期事業者検査等の結果	3
4. 主要改造工事等の概要について	7
5. 定期事業者検査中に発生した主な不具合について	8
6. その他	11
7. まとめ	11

1. 定期事業者検査の概要

(1) 定期事業者検査の実施状況

2号機（第24回）定期検査及び定期事業者検査は、平成21年4月22日から平成21年8月19日*の間（並列日は平成21年7月21日*、開始から並列まで91日間）の予定で実施しています。*:社内計画

定期事業者検査（本書では以下の内容を総称して「定期事業者検査」という）では、原子炉施設、タービン施設等の定期的な点検、法定定期事業者検査の実施、法定定期検査の受検、定期安全管理審査の受審を行うとともに、燃料の一部取替、改造・取替工事を実施し、設備及び機能の健全性・信頼性の維持向上に努めました。

実施にあたっては「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2003）」及び「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」を適用規格として、社内ですらめた品質マネジメントシステム文書である「原子力品質保証規程」、「保守管理基本マニュアル」、「検査及び試験基本マニュアル」等に基づき、検査毎に定期事業者検査要領書を作成して定期事業者検査を実施しています。また、合わせて原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構による定期検査を受検しています。

これまでに定期事業者検査139*件を実施するとともに、定期検査31*件を受検し、いずれの検査結果も技術基準へ適合していることが確認されています。また、定期安全管理審査（基本審査の文書審査7件、実地審査2件）を受審しています。

*:平成21年7月2日時点

なお、今回の定期事業者検査は、平成20年8月の政省令改正に伴う検査制度（以下「新検査制度」という）に基づくものであり、当所としては初めてのプラントとなります。新検査制度においては、原子力発電所における保守管理の仕組みを見直すとともに、継続的な改善によりプラント全体の安全性・信頼性を向上させることを目的に、保全活動の充実、高経年化対策等の強化を図り、点検手入れ前状態データの採取等を行いました。今後、現状保全の有効性評価を行い、保全計画へ反映することとしています。

今回の定期事業者検査の具体的な実施内容は以下のとおりです。

- a. 原子炉施設、タービン施設の法定定期検査
- b. 原子炉施設、タービン施設等に関する定期的な点検及び定期事業者検査
- c. 燃料集合体の取替（116体）
- d. 主要改造工事等
 - ・残留熱除去系配管改造工事
 - ・低圧タービン第16段抽気配管取替工事

(2) 定期事業者検査中に発生した主な不具合の処置状況について

定期事業者検査中に発生した不具合に対しては、その都度原因を究明し、再発防止対策を実施しています。

今回の定期事業者検査の実施期間中に発生した主なものは次のとおりです。

- 原子炉建屋内における水漏れについて（区分Ⅲ）
- 原子炉建屋地下における火災報知器の発報について（区分Ⅲ）
- 発煙について（区分Ⅲ）

(3) 定期事業者検査中に実施する主要トラブル水平展開工事

当所及び他発電所で発生した不具合に対しても、同様な事象発生を未然に防止するための対策を実施してきています。

なお、今回の定期事業者検査においてN I S A文書が発出され点検を行った事項はありませんでした。

2. 定期事業者検査の工程

(1) 定期事業者検査の期間

(添付資料 2-1 参照)

	計 画	実績（一部予定）*1	差
開 始 日	平成 21 年 4 月 22 日	平成 21 年 4 月 22 日	0 日
並 列 日	平成 21 年 7 月 15 日	平成 21 年 7 月 21 日	6 日
定期事業者検査終了日	平成 21 年 8 月 18 日	平成 21 年 8 月 19 日	1 日
並列までの期間	85 日間	91 日間	6 日
定期事業者検査終了迄の期間	119 日間	120 日間	1 日

*1：平成21年7月2日時点での予定を示す。

(2) 定期事業者検査期間の変更経緯

今回の定期事業者検査は、平成 21 年 4 月 22 日に開始し、上記予定で進めております。

<当初計画；平成 21 年 3 月 15 日申請>

自 平成 21 年 4 月 22 日

至 平成 21 年 8 月 18 日（総合負荷性能検査予定）

並列日は平成 21 年 7 月 15 日（開始から並列まで 85 日間）

<第 1 回；平成 21 年 7 月下旬申請予定>社内計画

自 平成 21 年 4 月 22 日

至 平成 21 年 8 月 19 日（総合負荷性能検査予定）

並列日は平成 21 年 7 月 21 日（開始から並列まで 91 日間）

変更理由

循環水配管（放水側）の補修を実施したため。

3. 定期事業者検査等の結果

(1) 定期事業者検査の結果

(添付書類 3-1 参照)

今回の定期事業者検査においては、電気事業法第 55 条に基づく定期事業者検査 170*件を実施するとともに、これら定期事業者検査のうち 59*件について同法第 54 条に基づく定期検査の受検を予定しています。また、基本審査の文書審査 7 件、実地審査 2 件について同法第 55 条に基づく定期安全管理審査を受審しています。

*平成 21 年 7 月 2 日時点

これまでの検査の結果では、全ての検査項目において経済産業省令に定められている技術基準に適合していることを確認しています。

なお、平成 21 年 7 月 2 日までの実績としては、起動前に実施する定期事業者検査として 160 件のうち 139 件が終了し、定期検査としては 54 件のうち 31 件が終了しています。

(平成 21 年 7 月 2 日現在)

項目	検査総数	終了した検査数
定期事業者検査	170	139
定期検査	59※1	31※1
定期安全管理審査	—	2※2

※1：定期事業者検査のうち保安院又は機構が定期検査を実施した検査数

※2：定期安全管理審査を受審している検査数

(2) 主要な機器等の点検結果

a. 原子炉関係

(a) 原子炉再循環系配管等の点検状況

原子炉再循環系配管については、9 箇所の溶接線について供用期間中検査の計画に従い超音波探傷試験を実施し、ひび等の異常がないことを確認しました。

(添付資料 3-2)

(b) 主蒸気安全弁・主蒸気逃がし安全弁

主蒸気安全弁 3 台（全数）及び主蒸気逃がし安全弁 8 台（全数）について予備品（再利用品*）に取り替え、取付ける際には全数については分解点検を実施し、弁体、弁座、弁棒、バネ等にきず等がないことを目視検査及び一部については浸透探傷検査により確認しました。

また、漏えい検査及び機能・性能検査を実施し健全性を確認しました。

なお、取り外した主蒸気安全弁 3 台（全数）及び主蒸気逃がし安全弁 8 台（全数）については、点検を行い異常のないことを確認しました。

*今回定検以前に取外した主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし安全弁をいう。

(c) 主蒸気隔離弁

主蒸気隔離弁 8 台のうち内側弁 4 台について分解点検を実施し、弁体、弁座、弁棒等にきず等がないことを目視検査及び一部については浸透探傷検査により確認しました。また、全数（内側 4 台、外側 4 台）について漏えい検査を行い、漏えい量が許容値以内であることを確認しました。また、全数について機能検査を実施し健全性を確認しました。

(d) 制御棒駆動機構

制御棒駆動機構 137 本のうち 20 本について分解点検を実施し、ピストンチューブ及びインデックスチューブ等にきず等がないことを目視検査により確認しました。また、全数（137 本）について機能検査を実施し健全性を確認しました。

(e) 原子炉再循環ポンプ

原子炉再循環ポンプ（A）の分解点検を実施し、主軸、羽根車等にきず等が無いことを目視検査及び一部については浸透探傷検査により確認しました。また、原子炉再循環ポンプ（A）（B）については、メカニカルシールの取替えを実施しました。原子炉再循環ポンプ（A）（B）について試運転を実施し健全性を確認しました。

(f) 非常用予備発電装置

非常用予備発電装置の機関の本格点検（非常用ディーゼル機関 A 系（18 気筒のうち 6 気筒）、非常用ディーゼル機関 B 系（18 気筒のうち 4 気筒））及び各付属機器の点検を実施した結果、異常は認められず良好でした。また、自動起動検査を実施し健全性を確認します。

(g) 廃棄物処理設備

点検計画に基づくポンプ、弁類、タンク、機器、電気・計装品の点検、サンプルピットの点検清掃を実施した結果、異常は認められず良好でした。

(h) 計測制御設備

原子炉保護系、非常用炉心冷却系統等の重要な計器類及び中性子計測設備の点検調整を実施し健全性を確認しました。

(i) 放射線管理設備

プロセス放射線モニタ、エリア放射線モニタについて、線源校正を含む点検調整を実施しました。

(j) 原子炉格納施設

第 24 回定期事業者検査で実施した原子炉格納容器漏えい率検査は、本店原子力運営管理部文書「福島第一原子力発電所 1 号機原子炉格納容器漏えい率検査における不正を踏まえた 17 プラントの厳格な検査の結果並びに今後の取り組みについて」（平成 16 年 8 月）に基づき、JEAC4203-2008（電気技術規程－原子力編－原子炉格納容器の漏えい率試験規程）の要求事項を十分理解した上で、検査に係る実施箇所が責任を持って計画・実行し、この実施に係る過程の中で必要な品質を作り込み、自らが検査することによって品質を確認し漏えい率検査の目的を果たすことを基本として実施しました。

原子炉格納容器漏えい率検査については、検査事前準備として平成 21 年 4 月 27 日から計器調整やバウンダリ構成等の準備作業を進め、平成 21 年 7 月 6 日よりバウンダリ構成を実施しました。この事前準備作業を経て 7 月 8 日から原子炉格納容器内を規定圧力まで上昇させ 7 月 10 日にデータの採取を行いました。

主要工程	計器調整等 準備作業	バウンダリ 構成	加圧、漏えい 確認	漏えい率測定	復旧
日程	4/27～	7/6～7/7	7/8～7/10	7/10	7/10～7/11

原子炉格納容器漏えい率検査結果は、判定基準である 1 日当たり 0.4%以下を満足することを確認しました。

	実施日時	平均漏えい率	判定値
データ (6 時間)	7 月 10 日 8 : 00 ～ 14 : 00	0.12 %/日 ^{※1}	0.4%/日以下

※ 1 : 95%信頼限界（上の限界）

b. タービン関係

(a) タービン本体

タービン本体については、開放点検を行い各部の点検手入れを実施しました。

なお、今定期検査においては低圧内部車室（C）第 1 6 段抽気配管の取替えを実施しました。

プラント起動後、性能の確認（使用前検査及び定期事業者検査）を実施します。

(b) 復水器

復水器は、内部点検清掃を実施した結果、異常は認められず、良好でした。

また、水室側については、冷却管の渦流探傷検査及び外観目視検査の結果を踏まえ、今回 46 本/50,616 本（6 水室全本数）について閉止栓を実施しました。

今回定期検査での全閉止栓本数は 1,150 本で、許容閉止栓本数 2,526 本に対し十分な余裕があります。

(c) 復水ポンプ

低圧復水ポンプ (A) (B) 及び高圧復水ポンプ (B) (C) について、分解点検を実施した結果、異常は認められず良好でした。また、試運転を実施し、健全性を確認しました。

(d) 給水ポンプ

タービン駆動原子炉給水ポンプ (A) (B)、原子炉給水ポンプ駆動用タービン (A) (B)、電動機駆動原子炉給水ポンプ (A) の分解点検を実施し、主軸、羽根車等なき裂、変形、その他の欠陥のないことを目視検査及び一部については浸透探傷検査により確認しました。

また、電動機駆動原子炉給水ポンプの試運転を実施し健全性を確認しました。

なお、タービン駆動原子炉給水ポンプについては、プラントの起動時に試運転を実施し健全性を確認します。

c. 配管減肉関係

今回の定期事業者検査においては、定期事業者検査として 328 部位の配管肉厚測定を実施し健全性を確認しました。

なお、余寿命が 5 年未満となった部位は、3 部位であり、今後当社の配管減肉管理指針に基づき配管取替ならびに配管肉厚測定の計画を策定いたします。

(添付資料 3—3)

d. 発電機関係

発電機の一般点検、励磁装置及び相分離母線の点検を実施し健全性を確認しました。プラントの起動時に主発電機総合機能検査を実施し健全性を確認します。

e. 設備総合

(a) 総合負荷性能検査

起動して一定時間プラントを運転した後に諸データを採取し、プラントの諸機能が正常に作動し、安定した状態で連続運転ができることを確認します。

f. その他

(a) 高経年化対策の長期保守管理方針に基づく点検

今定期検査においては、制御棒駆動水圧系配管及び原子炉建屋内ステンレス鋼配管の目視点検や付着塩分測定、原子炉格納容器の肉厚測定を定期事業者検査等にて実施し、健全性を確認しました。

(添付資料3-4)

(b) 原子炉再循環系配管等の応力腐食割れ対策及び点検状況

原子炉再循環系配管等については、応力腐食割れ対策を実施済みです。

今回の定期事業者検査での点検状況については、3. (2) a. (a) 参照。

(c) 炉内構造物の点検状況

今回の定期検査において、ジェットポンプ等の炉内構造物について点検を行い、健全性を確認しました。

(d) 循環水配管（放水側）の補修について

今回の定期検査において、タービン建屋大物搬入口前の地下に設置されている A 系の循環水配管に腐食による貫通損傷が確認されたことから、あて板補修を行い、健全性を確認しました。

g. 至近に他号機で発生した主な不適合事象に対する水平展開の実施状況について

(a) 制御棒駆動水圧系の弁の弁箱からの水のにじみの発見について

福島第一原子力発電所 1 号機において発生した制御棒駆動水圧系の弁の弁箱表面からの水のにじみ事象の水平展開として、2 号機においては今定期検査中に制御棒駆動水圧系の類似弁 8 体を取替え、取外した弁を調査した結果、異常は確認されませんでした。また、取替えた弁と残りの弁について漏えい検査を実施し、異常がないことを確認しました。

なお、残りの弁についても、今後の定期検査において順次取替を実施することとしています。

(b) 制御棒の過挿入について

福島第一原子力発電所 3 号機において発生した制御棒の過挿入事象の不適合対応として、スクラム弁の点検内容および手順書の見直しを実施していますが、2 号機においてもスクラム弁の点検内容および手順書等を見直しました。

4. 主要改造工事等の概要について

(1) 残留熱除去系配管改造工事

原子炉内で水の放射線分解によって生成される混合ガス（水素・酸素）の蓄積・滞留する可能性を排除するため、残留熱除去系の主配管について連続して排出させるベント配管を設置しました。

また、使用前検査を受検し、設備の健全性を確認しました。

今後、起動までに性能の確認（使用前検査）を実施します。

（添付資料 4 - 1）

(2) 低圧タービン第 1 6 段抽気配管取替工事

低圧タービン(C)第 1 6 段抽気配管に減肉が確認されたため、当該配管を取替えました。

また、使用前検査を受検し、設備の健全性を確認しました。

また、プラント起動後、性能の確認（使用前検査）を実施します。

（添付資料 4 - 2）

5. 定期事業者検査中に発生した主な不具合について

(1) 原子炉建屋内における水漏れについて

平成 21 年 5 月 24 日、原子炉建屋 1 階のエレベータ前（管理区域）において、水溜まりがあることを作業員が発見し、連絡を受けた当社社員が現場確認を行ったところ、原子炉建屋 3 階から 1 階の各エレベータ前（管理区域）の 3 箇所において、合計約 246 リットルの水溜まりがあることを確認した。

その後、漏えいした水を測定した結果、放射性物質は検出されなかった。

なお、当該水溜まりを発見した際は、原子炉補機冷却系の水張り作業および配管の空気抜き作業を実施していました。水張り作業を停止したことにより水の漏えいは停止しました。

漏えいした水については、拭き取り清掃を行いました。

調査の結果、

- ・原子炉建屋 3 階にある原子炉格納容器内除湿冷却系の冷却水ポンプの排水受け容器（3 箇所）から水が溢れていたこと。
- ・原子炉建屋 3 階で溢れた水は、エレベータ前の床面の開口部から、同建屋 2 階および 1 階に流れ落ちていたこと。
- ・原子炉建屋補機冷却系の水張り作業および配管の空気抜き作業は当社社員が担当し配管の空気抜き作業のため原子炉建屋補機冷却系の空気抜き弁（585 弁）を開けたこと。
- ・原子炉建屋補機冷却系とつながっている原子炉格納容器内除湿冷却系の弁（267 弁）（以下、当該弁）は通常開いている弁であったが、当社社員が確認した設備図面では、当該弁は通常閉まっている状態で表記されており、さらに当該弁が空気抜き用の弁である旨も記載されていたこと。
- ・そのため空気抜き作業を指示した当社社員は、当該弁は閉まっているものと思い込み、現場で作業を行う当社社員に、当該弁の開閉状態の確認を指示しなかったこと。また、現場で作業を行った当社社員も当該弁の開閉状態の確認を行わなかったこと。
- ・原子炉建屋補機冷却系の配管の空気抜き作業の手順書に、当該弁の操作手順についての記載がなかったこと。

推定原因は、

空気抜き作業を指示した当社社員は、作業前に確認した設備図面では、当該弁は通常閉まっている状態で表記されていたこと等から、当該弁は閉まっているものと思い込み、現場で当該弁が閉まっていることの確認を指示せず、現場で作業を行った当社社員も開閉状態の確認を行わず、当該弁が開いている状態で空気抜き作業を実施した。

このため、原子炉建屋補機冷却系から原子炉格納容器内除湿冷却系に水が流れ込み、同系統の冷却水ポンプの排水受け容器より水が溢れ、その後、原子炉建屋 3 階の床面開口部から水が流れ落ち、下の階へ広がったものと考えられる。

対策として、

今後、空気抜き作業を行う場合は、関連する弁の開閉状態を現場で確認するよう作業前確認シートに追記し、確認の徹底を図る。

また、設備図面について、当該弁（267 弁）は通常開いている表記に修正するとともに、手順書には空気抜き作業の前に当該弁を閉めることを記載する。

さらに、原子炉建屋補機冷却系の空気抜き弁（585 弁）を操作する際は、当該弁が閉まっている状態を確認することを現場に表示した。

（添付資料 5 - 1）

(2) 原子炉建屋地下における火災報知器の発報について

平成 21 年 5 月 29 日、原子炉建屋地下 1 階（管理区域）において海水系配管の弁の取り替え工事を行っていたところ、海水が漏れ、原子炉建屋地下 2 階のポンプ室（管理区域）において、火災報知器が発報し、当社社員が白いもやを確認したため消防署に連絡しました。

消防署員による現場確認の結果、「火災ではない」と判断されました。

調査の結果、

- ・原子炉建屋地下 1 階において原子炉建屋補機冷却系の海水系配管の弁取り替え作業のために弁を取り外した際、当該配管に残っていた海水約 1,330 リットルが原子炉建屋地下 1 階で漏れいした事。
- ・漏れいした海水が原子炉建屋の地下 1 階から地下 2 階に流れ落ち、飛散した事。
- ・原子炉建屋地下 2 階の火災報知器内に、漏れいした海水が入っていた事。なお、火災報知器に水が入ると誤動作して発報する可能性がある事。
- ・海水がかかった可能性のある原子炉建屋地下 2 階の空調機用電動機やポンプ用電動機等については、機器内部への海水の浸入は見られず、絶縁抵抗測定を実施した結果、機器の健全性に問題がなかった事。
- ・手順書に基づき、原子炉建屋補機冷却系の海水系の水抜きを実施したが、タービン建屋補機冷却系の海水系については点検が無かったため水抜きは実施しない手順となっていた事。

推定原因は、

- ・原子炉建屋補機冷却系の海水系配管の弁取替え作業において弁を取り外した際、当該配管と接続されているタービン建屋補機冷却系の海水系配管の水抜き作業を実施することとなっておらず、タービン建屋補機冷却系の海水系配管に残っていた海水が当該配管内に流れたため、取り外した弁から漏れ出て、原子炉建屋で漏れいした事。
- ・火災報知器が発報したのは、空調用電動機に海水がかかったことで発生した白いもやを感知したのではなく、漏れいした海水が火災報知器内に入ったことにより誤動作して発報した事。

対策として、

当該火災報知器を取り替えました。

また、建屋内の地下階における海水系配管の水抜きを行う際は、配管内に海水が残らないように原子炉建屋補機冷却系の海水系配管とタービン建屋補機冷却系の海水系配管の両方の水抜き作業を実施するよう、作業手順を見直しました。

（添付資料 5 - 2）

(3) 発煙について

平成 21 年 6 月 8 日、タービン建屋内に設置されているタービン電気油圧式制御装置フィルターポンプ(以下、ポンプ)の試運転の準備として仮設電源のスイッチを「入」にしたところ、タービン建屋 1 階にある電源盤から煙が出ているとの連絡を現場作業員から受けたため、当社社員が消防署に連絡しました。

その後、当該電源盤に電源を供給している仮設電源を停止し、煙の発生は止まりました。

消防署による現場確認の結果、「火災ではない」と判断されました。

調査の結果、

- ・ポンプ運転用の仮設電源として、480 ボルトの電源盤から 210 ボルトの当該電源盤に仮設電源ケーブルを接続して通電したことにより、当該電源盤内の制御用変圧器が過熱、焼損したこと。また、この熱により制御用変圧器の周りの配線なども焼けていたこと。
- ・仮設電源ケーブル設置作業の計画段階において、作業実施部門の担当者が 210 ボルトの電源盤に供給する電源として、誤って 480 ボルトの電源盤を選定したこと。また、その後の審査、承認段階においても、供給側の電源電圧が受電側の電源電圧と同一であることの確認がなされなかったこと。
- ・今回のポンプ運転用の仮設電源ケーブルの設置は、過去に同じ 480 ボルトの電源盤から設置した実績がなかったが、事前の現場確認が行われなかったこと。

推定原因は、

ポンプ運転用の仮設電源ケーブル設置作業の計画段階において、作業実施部門の担当者が 210 ボルトの電源盤に供給する電源として、誤って 480 ボルトの電源盤を選定し、その後の審査、承認段階においても、仮設電源の供給側の電源電圧が受電側の電源電圧と同一であることの確認がなされませんでした。

このため、480 ボルトの電源盤から 210 ボルトの当該電源盤に仮設電源ケーブルを接続し、ポンプの試運転の準備として電源供給用のスイッチを入れて通電した際、210 ボルトの電源盤内の制御用変圧器が過熱して発煙したものと推定しました。

対策として、

仮設電源ケーブル設置作業の計画時に使用するチェックシートに、仮設電源の受電側と供給側の電源電圧が同一であること等を確認する項目を追加するとともに、過去に設置実績がない仮設電源ケーブルの設置を行う場合は、電源仕様などについて、現場確認を実施することとしました。

また、運転部門における確認段階においても、電源仕様を含めて内容の確認が有効に行えるよう、チェックシートを用いて確認を行うこととしました。

なお、当社関係者に本事例および対策の周知を行います。

(添付資料 5 - 3)

6. その他

(1) 不適合処理について

不適合管理の基本ルールを「不適合管理マニュアル」として、平成 15 年 2 月に制定し、(現マニュアル名称「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」)不適合報告方法の改善等を含めた不適合処理のプロセスを明確にしています。不適合管理の事象別区分は不適合管理委員会にて決定しています。

2号機において、平成 21 年 4 月 22 日～平成 21 年 7 月 2 日までに発生した不適合事象は合計 278 件(発電所全体 849 件)で、公表基準区分Ⅲ以上のものは計 3 件(発電所全体 5 件)となっており、再発防止対策を含め処理を進めています。

(添付資料 6-1)

(2) 不適合管理の予防措置等について

福島第一原子力発電所では個々の不適合処置について、不適合管理委員会の決定に基づき、その不適合事象を分類コード表(現象, 原因, 対策)に従って分類し、分析・評価して継続的改善につなげることとしており、繰り返し発生している不適合やプラント運転中、定期事業者検査中の不適合発生状況比較などの分析および是正処置、予防処置の評価確認を行っています。

また、不適合事象の繰り返しを防止するため、注意すべき不適合事象を発電所各協力企業が集まる保全協議会、放射線管理者連絡会、品質保証推進連絡会等で報告することとしています。

今後も不適合事象データの分析評価を行い、予防処置の抽出等、継続的な改善を図っていくこととします。

7. まとめ

2号機(第 24 回)定期事業者検査は、平成 21 年 4 月 22 日から実施しており、これまでの実施状況は、予定している定期事業者検査 170 件のうち 139*件が終了し、全て技術基準に適合していることを確認しています。

*平成 21 年 7 月 2 日時点

今回の定期事業者検査は平成 20 年 8 月の政省令改正に伴う新検査制度に基づき実施するプラントとして、当所で初めてのプラントです。新検査制度の主旨に沿って、点検手入れ前状態データの採取・蓄積を図ると共に、現状保全の有効性を評価し、今後の保全計画(保全方式、点検内容及び点検頻度)へ反映することとしています。

(新検査制度の概要については添付資料 7-1 参照)

また、定期事業者検査の実施にあたっては、これまでの経験を生かし実施してきています。今後とも検査員に対して検査経験を積ませ、検査対応の習熟度を向上させて行くとともに、さらに継続して改善を積み重ね、検査制度の主旨に沿った適切な対応ができるように努めてまいります。

今回の定期事業者検査中において発生した不具合に対しては、その都度原因を究明し、再発防止対策を実施してきました。

これらを含めて、発電所運営の中で発生した不適合は、全て「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、不適合管理委員会にて不適合事象の区分を決定し、是正処置や水平展開を反映しています。

また、発生した不適合は、全て福島第一原子力発電所のホームページで公表しています。今後とも、発生した不適合については適切に処置するとともに、ホームページ等を通じて、迅速に公表していきます。

以 上